平成２３年（フ）第１１号
北海道滝川市東町３丁目３番28号
債務者　江口　伸明
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
北海道空知郡奈井江町字奈井江583番地58
債務者　武田　春雄
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
北海道滝川市緑町７丁目４番８号
債務者　鈴木　秀吉
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
山形県鶴岡市斎藤川原字林俣234番地18　メゾンいつき102号
債務者　中山　　哲
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第１８０号
神奈川県秦野市南矢名541番地の２　コーポゆうから201号
債務者　宮林　永一
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１８９号
神奈川県厚木市毛利台３丁目９番13号
債務者　宮川貴余子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８０号
相模原市中央区田名3186番地　県営田名堀之内団地３号棟404号室
債務者　中根　久雄
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２０号
新潟県新発田市貝塚642番地
債務者　伊藤　武広
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第３５号
新潟県新発田市上館25番地７
債務者　相馬ひとみ
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第３９号
新潟県胎内市二葉町６番26号　県営3106号
債務者　時田　千勇
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第４０号
新潟県岩船郡関川村大字湯沢1826番地２　ケアハウスせきかわ
債務者　高野　トエ
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第４３号
新潟県新発田市藤塚浜4060番地15
債務者　本間　泰博
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第９９号
香川県さぬき市鴨庄4443番地112
債務者　古川裕佳子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１０３号
香川県高松市上福岡町714―１　そよの里302号室、住民票上の住所香川県高松市出作町388番地３
債務者　丸尾　勇夫
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１０４号
香川県高松市出作町388番地３　カルダン105号室
債務者　丸尾　照美（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１４９号
香川県高松市香川町川内原436番地８
債務者　井川　雅視
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第７７９号
愛知県春日井市新開町字北野池５番地44
債務者　亀居　成実
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部